

仕 様 書

- 1 件名及び職種 労働者派遣（単価契約） 一般事務
- 2 就業場所 東京都大田区南蒲田1-20-20
公益財団法人東京都中小企業振興公社 城南支社
- 3 派遣期間 平成30年8月1日から平成30年10月31日まで
- 4 人数及び性別 1名 問わず
- 5 勤務形態
 - (1) 勤務日数 週5日勤務
 - (2) 勤務時間 8時30分から17時15分まで
(実働7時間45分 休憩：12時から13時)
 - (3) 休 日 土・日曜日、祝日及び年末年始
 - (4) 時間外勤務 原則なし
- 6 業務内容
 - (1) 総合相談の窓口受付対応（予約者及び飛び込み相談等の来訪者対応。電話含む）
 - (2) 月末・月初の顧客管理システムへの入力・その他の附随処理等に関する事務
 - (3) 城南地域の行政関係機関等との連絡・調整等に関する事務
 - (4) 郵便物等の未着対応に関する確認事務
 - (5) その他、協力し取り組む事務・作業など
- 7 必要条件
 - (1) 上記の業務内容を適切に遂行することができる
 - (2) 人としての基本的マナーを有し、他の職員とのコミュニケーションも図りながら、明るく、協調性をもって何事にも積極的に取り組むことができること。
 - (3) PCによるメール送信やWEB検索、文書、表やグラフ作成の経験があり、問題なく事務遂行ができること。

<Excel> 表作成、セル設定、四則計算、計算式、グラフ作成、関数（SUM、COUNT、SUMIF、COUNTIF、ROUND等）の一連のスキルを有していること。

<Word> 文書作成・編集（レイアウト設定、図やコメント挿入、差し込み印刷等）など、文書作成に必要な一連のスキルを有していること。
 - (4) 正社員または派遣社員として3年以上の実務経験があること。
 - (5) 来訪された方に不快感を与えないような服装や身だしなみが出来ていること。
 - (6) その他
派遣期間中はもとより期間満了後も、業務上知り得た情報を遺漏又は公社業務以外で使用しないこと。

8. 派遣先の指揮命令者等

業務指揮命令権者は、次のとおりとする。なお、氏名については契約締結後、別途通知する。

- (1) 指揮命令権者 総合支援部 城南支社 支社長
- (2) 指揮命令権者 総合支援部 城南支社 経営支援係長及び経営支援担当係長

9. 派遣先責任者並びに苦情申出者

派遣先責任者及び苦情申出先等は、次のとおりとする。なお、氏名については契約締結後、別途通知する。

- (1) 派遣先責任者 総合支援部 城南支社 支社長
- (2) 苦情申出先 総合支援部 城南支社 庶務係員

10 職場見学

派遣先は、契約締結後、派遣元が派遣を予定している者から職場見学の希望があった場合は、便宜を図るものとし、苦情処理体制や就業環境について説明することができる。

1.1 守秘義務の遵守

守秘義務については、次のとおりとする。

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、本業務の履行において知り得た業務上の機密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。契約を履行した後も同様とする。
- (2) 派遣元及び派遣労働者は、本業務の履行において知り得た個人情報については、会社の定める「個人情報の保護に関する要綱」を順守すること。

1.2 派遣労働者の交替

派遣労働者が就業するに当たり、遵守すべき業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達しない場合、派遣先は派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。

また、派遣元が派遣労働者を交替するに当たっては事前に十分派遣先と協議の上、円滑に後任への引継ぎを行うこと

1.3 暴力団等排除に関する特約事項

暴力団排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

1.4 その他

上記のほか、本仕様書に定めのない事項については公社と受託者で協議の上、定めるものとする。

1.5 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。